

低入札価格調査基準の計算式の改定について

国土交通省が発注する工事における低入札価格調査基準の計算式を、令和4年度より以下のとおり改定します。

引き続き、ダンピング対策の徹底を推進し、公共工事の円滑な施工確保や品質確保に取り組んでまいります。

【改定項目】

- 最近の諸経費動向調査の結果に基づくとともに、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、低入札価格調査基準の計算式を改定します。

「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

※本基準は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に適用します。

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房 技術調査課

TEL：03-5253-8221 FAX：03-5253-1536

事業評価・保全企画官 藤浪 武志 (内線22353)

コスト評価係長 富吉 正幸 (内線22355)

低入札価格調査基準の計算式の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者としません。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】	
予定価格の	
7.5/10~9.2/10	
の範囲内で設定	
【計算式】	
・直接工事費×0.97	
・共通仮設費×0.90	
・現場管理費×0.90	
・ <u>一般管理費等×0.55</u>	
上記の合計額×消費税	



R4.4.1~

【範囲】	
予定価格の	
7.5/10~9.2/10	
の範囲内で設定	
【計算式】	
・直接工事費×0.97	
・共通仮設費×0.90	
・現場管理費×0.90	
・ <u>一般管理費等×0.68</u>	
上記の合計額×消費税	

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。